

第 60 回鎌倉市景観審議会議事録

日時：令和 7 年（2025 年）1 月 27 日（月）

午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

場所：鎌倉市役所 2 階 201 会議室

1 出席者

(1) 委員

ア 現地：志村会長、田邊委員、早川委員、水沼委員

イ オンライン：赤松委員、小川委員、竹内委員、中西委員、奈須委員

(2) 事務局：都市景観部部長 古賀

都市景観部次長 田中

都市景観部都市景観課課長 若林

都市景観部都市景観課都市景観担当 担当係長 平井

都市景観部都市景観課都市景観担当 指導監 前田

都市景観部都市景観課都市景観担当 渡邊、芝、藤本、大武

(3) 傍聴者：2 名

2 議題

(1) 諮問事項 1

つり下げ広告旗の許可について（鎌倉小町商店会）

(2) 諮問事項 2

景観重要建築物等の一部意匠変更及び名称変更について（石川邸（旧里見亭邸））

(3) 報告事項 1

鎌倉市屋外広告物条例の運用について

3 議事内容

以下のとおり

< 1 委員委嘱式 >

新委員となって初めての審議会であったため、委嘱式を行った。

< 2 会長の選任について >

鎌倉市都市景観条例施行規則第 2 条第 1 項に基づき、委員の互選によって志村委員が会長に選出された。

また、条例施行規則第 2 条第 3 項に基づき、会長の指名によって田邊委員が会長職務代理者に選出された。

< 3 前回議事録の確認について >

第 59 回鎌倉市景観審議会の議事録について確認を行った。

< 4 議題 >

以下のとおり

(1) 諮問事項 1 つり下げ広告旗の許可について（鎌倉小町商店会）

(2) 報告事項 2 鎌倉市屋外広告物条例の運用について

事務局から資料に基づき、つり下げ広告旗の許可について及び鎌倉市屋外広告物条例の運用について説明

〔委員〕 自主審査報告書のデザイン専門家のコメントについて、高彩度色の使用面積は規定の範囲内とあるが、使用面積の規定はどこにあるのか。また、自主審査基準に、使用する色彩は3色程度とすることとあるが、実際のデザイン案は7色使用しているように見えるため、色数の内訳を知りたい。

〔事務局〕 高彩度色の使用面積の規定は、高彩度色にあたるアクセントカラーの使用は20パーセント程度までとすることと、内規で運用している。他自治体では、同様の基準を明記しており、本市も参考としているが、明記すると限界まで使用するが増えるため、内規にとどめている。今回は、協議の際にそのことをお伝えし、コメントに記載されたため、今後は伝え方に気を付けたい。また、色数については大きな面積を占めている、背景のアイボリー及びd払いロゴマークのドコモレッド、公式キャラクターのボディの黄色を、使用する色彩の3色として取り扱っている。細分化すると、公式キャラクターのくちばし及び公式ロゴマークの丸もあるが、面積は非常に小さく公式ロゴマーク及び公式キャラクターであるため、やむを得ないものとした。

〔会長〕 20パーセントという数値の基準を明記すると、限界まで使用するが増えるのはそのとおりであり、厳しい印象をもたせ、控え目な色彩を使用してもらうことは鎌倉らしさの維持に有効である。今回の議論はつり下げ広告旗の許可に関する審査となるが、それだけでなく運用の課題に対して、良いアイディア及び具体的な意見があれば教えてほしい。

〔委員〕 先ほど事務局の説明で運用上の課題が3点あげられ、1つに設置場所の課題があった。車道側に掲示する場合は、建築限界が4.7mとなるため、それ以上に掲げなければならないとしているが、バナーフラッグは視線からの距離が離れると広告物としての意味がなくなってしまうため、車道上のバナーフラッグはほとんど考慮しなくてよい。高尾山口駅周辺のまちづくりをお手伝いした際に、交通広場にバナーフラッグを掲げようと、実験的に最低建築限界の上に掲出をしたが、ほとんど意味がなかったため、歩道上の位置に掲出を基本とするのがよい。

また、審査スケジュールについて、審議会で扱うと時間がかかるため、私が関わっている、二子玉川駅周辺の広告物の審査は、申請を出して1カ月後に掲出できるよう、オンライン会議を含めメンバーを限定して審査を行っている。多様な方の意見を取り入れる必要があるため、審査を省略することはしていないが、弾力的な運用を検討するのが良いと思う。

バナーフラッグのデザインについて事例を用意したため紹介したい。広告物は、その場所につくものであるため、場所との親和性がとても重要であり、ドコモさんはナショナルブランドであるため、場所性が損なわれてしまう可能性がある。広告主にも配慮をしてもらい、どのように地域と親和性をつくるか検討することが重要である。

板橋区の事例では、中山道の旧宿場町だった不動通りという商店会でお祭りを開催するため、バナーフラッグを許可の特例により掲出した。昭和時代につくられたラッピーちゃんといううさぎのキャラクター及び、金沢の加賀藩の下屋敷が板橋区にもあるため、加賀の野菜等をデザインにに入れることで、ウサギのキャラクターと歴史ある町を掛け合わせて、うさぎ小紋を作成しようと発案した。小町通りと同じように、まちづくりガイドラインを作成する流れのなかで、地域の方々と一緒にデザインをして小紋柄を作った。広告物が無い状態より有る状態の方が、その場所らしくなるよう目指してほしい。

板橋区の事例は、営利性が無く町おこしのためのものだが、二子玉川の事例は二子玉川駅の公共交通広場に掲出しているものであり、収入を得る広告物となり、掲出場所から歩いて5分程度のスケート場の広告物である。毎年イラストレーターの方がデザインを起こし、二子玉川のイメージを損なわず、この広告物を見てもう直ぐ冬休みがくるといった季節の風物詩となっており、季節感及び地域への親和性がよく考えられた広告物である。世田谷区の事例は、世田谷のホームチームである、リコーブラックラムズというラグビーチームの広告物だが、人物の顔写真や黒背景等、一般的な審査では認められない内容が多分に含まれている。しかし、地域全体でホームチー

ムを盛り上げるため、チーム側には地域に認知してもらいたい思いがあり、広告物を見る側は、住んでいる地域にこのようなラグビーチームがあると認知するため、共感を得やすいものとなる。広告物は一方的に情報提供するのではなく、それを受けた側がどのように解釈し、次の行動を移すのが重要であり、そのためには共感を得る必要がある。通常、文字数は少ない方がよいと考えられるが、ブラックラムズの広告物は、チームメンバーの顔を掲載するのであれば、背番号及び名前、ポジションを覚えられるようにしてほしいと意見があり、あえて文字を追加している。そのため、広告物はまちとの親和性が重要であることと、広告物の下に「この広告収益はまちづくり活動で還元されます」という文言を入れることを提案し、現在は全ての広告物に文言を入れるようになった。広告物を掲出する側も、地域貢献をしていることが伝わるため広告物が掲出しやすくなり、広告物を見る市民側もなぜ公共の場所に民間の広告物が掲出されているか理解しやすくなる。今回の議題で挙げられたデザインは、十分審査されており、1回目の事例であるため反対すべきではないが、小町通りは広告価値が高い場所であり、2次的効果も期待できるため、広告主も努力してもらい地域と馴染んだ親和性があるものを作るように心掛けることで、広告費用を更に高くとれるのではないだろうかと思う。以上の事例から、地域の表現を更に高めてほしいと考える。富山市及び横須賀市どぶ板通りの事例は、町おこしのために作られたもので、まちに調和した、この場所にあっても違和感のないデザインとなっている。富山市の事例は、季節、地域の自然、電車からその地域を伝えようとしている。「1ビジュアル1コピー」といい、キービジュアル1つに対し、コピーを1つにまとめるときれいなデザインとなる。事例では80パーセントほど高彩度色を使用しているが、どぶ板通りの性格とこのグラフィックはあっており、コンクールを実施し上位に選ばれたデザインである。控えめではないが、広告物が無い状態よりも有る状態の方がそのまらしさは引き立っているため、広告物の価値を高め広告主も掲出してよかったと思うようになってほしい。

〔委員〕私は、港区で景観アドバイザーとして、屋外広告物の審査に関わっており、月に2回審査会を実施し4人の委員が各週ずつ受け持っている。毎回5点から10点程度の申請があり、レイアウトの指導等をしながらアドバイスをしている。そのため、鎌倉市でもその都度、景観審議会にかけるのは時間がかかるため、少ない人数で審査を行い、後日、景観審議会で報告をするというような形がよいのではないかと思います。また、商店会から提出されたデザイン案が情報過多と感じたため、公共空間で掲出するには、わかりやすさが重要だと考え修正案を作成した。商店会の思いを受けながら、どのようなキャンペーンとなるのかがわかりにくかったため、d払いと小町商店会が共同で開催しているということを大きく見せ、日付は2025年を削除することで、情報を整理した案を提案したい。

〔会長〕色合いは変えずに、広告物としての情報は提案された案で十分となっている。シンプルになり、配列及び大きさから本当に伝えたいことは何なのかが工夫されている。

〔事務局〕ご提案いただいた修正案は、小町商店会に共有したい。実際は四周に縫い目があるため、多少レイアウト変更が生じる。

〔会長〕景観審議会は年に3、4回程度の開催と限られているが、こういった広告物は急いで進める必要がある。そのため、限定された機会をこまめに設け少人数で実施する分科会の設置、若しくは、確認だけであればオンライン会議及び書面開催を行うアドバイザー制度をつくり広告物に関わる意見を募ることを検討するのはどうか。

〔委員〕資料のみを全審議会委員に送付し、意見がある者は事務局に伝え、実際の審査は部会等を設ける方法がある。なるべく色んな人の意見を聞くことが重要と考えるため、結果は景観審議会でも報告するのでも良いが、意見を伝える機会を担保する必要があると思う。

〔会長〕委員が把握し、発言する場を設けることは重要であり、意見を伝える機会がなくなるようにした

い。

〔事務局〕審査の方法については、他市でもバナーフラッグの規定を設け、景観審議会に諮ることとしている自治体があるため、他市の状況を確認したい。ご提言を受けた内容も含めて、今後の手順は検討したい。

〔会長〕小町商店会のロゴだけでは、エリアマネジメント広告であることが分からない。田邊委員の事例にならない、営業目的で作られた広告物ではなく、収益はまちづくりに還元しているということを掲出する広告物に明記するのがよい。協力しようという声があがるとともに、市民がまちづくりに還元していることを理解することで、地元を応援しようと気運を上げることができる。明記したことで、どのような反応及び効果があったか。

〔委員〕広告主がまちづくりへ役立っていることがわかり、広告物を掲出しやすくなると聞いており、明記することは双方にとって良いが、事例は少ない。

〔事務局〕指摘を受け、明記している事例がないか調べたところ、大阪・御堂筋のバナーフラッグで、同様の文言が明記されていた。

〔会長〕明記するにあたり、書き方及び文字の大きさ等が鎌倉に親和性のあるものかが重要であるが、意見はどのくらい反映されるのか。

〔事務局〕小町商店会からはデザインを大きく修正することはできないが、軽微なものであれば修正は可能と聞いている。早川委員からの修正案を基に、エリアマネジメント広告であることがわかる文言を追加できないか小町商店会と調整したい。

〔委員〕お許しいただけるのであれば、私が文言の追加をできないか。

〔事務局〕小町商店会と調整した上でお願いしたい。

〔委員〕今後は、小町通りらしいグラフィックのルールが作られるとよい。

〔会長〕今後は、小町通りだけでなく、鎌倉市における屋外広告物の親和性をどのように考えるか、色彩及び形はどういったものが良いのか検討していきたい。早川委員の修正案を拝見し、デザインの印象が変わったと思う。目指すべき基準を引き続き、議論していく必要がある。本日の議論を基に修正したものは、後日各委員に報告をお送りするということによいか。

〔事務局〕確定した案と掲出の様子は、後日報告したい。また、商店会員に対してアンケートを実施するため、その結果は次回の景観審議会でも報告したい。

〔会長〕運用上の課題について、様々な意見があったため、また議論する機会を設けてほしい。

以上、議題（１）の諮問事項について了承ということによろしいか。

〔一同〕異議なし。

〔会長〕それでは、議題（１）の諮問事項は了承とする。

（２）諮問事項２ 景観重要建築物等の一部意匠変更及び名称変更について（石川邸（旧里見淳邸））

事務局から資料に基づき、景観重要建築物等の一部意匠変更及び名称変更について説明

〔委員〕北側のガラスが入る壁面は、壁下地を撤去するということが良いか。

〔事務局〕現在あるものは一度、撤去する。

〔委員〕その場合、可逆性があまり担保されていない部分もあると言える。フランク・ロイド・ライト風のデザインが、当該建築物の特色であるため、北側だからといって大きくガラス面としてしまうと、水平線を強調した意匠が失われる。大きなガラス面とするのではなく、ガラス窓を分節することで連続性を現状より担保するような配慮はできないか。

〔事務局〕ご指摘のとおり、大開口となる部分は、垂直性が強調されてしまい、ライト風の水平方向の連続性は失われている。設計者の意図は採光の確保であり、デザインについては工夫の余地があるため、設計者に提言したい。

- 〔委員〕 ガラス用の方立は外側に付加しているため、柱は保全し継承されている案である。また、茅葺屋根のワークショップを実施する等、当該建築物を継承することに理解があることも評価できる。しかし、更に建築物の良さを生かすのであれば、デザインについてもよく理解して丁寧に検討をしてほしい。
- 〔会長〕 現況の北側立面図を見ると、2階の窓がライト風であるため、その窓が全てなくなってしまうのは残念である。景観上は表通りから見えない部分であっても、景観重要建築物等としてどこまでを許容するかが課題である。
- 〔委員〕 可逆性を意識したことはわかるが、ガラス面については問題がある。水平に連続する外壁の下見板張りが断絶される。どこか一部でも、下見板張りが続くようにすることは、ライト風の意匠を残す一つの方法となる。確かに北側は湿度がこもりやすく対策が必要なことも理解できるが、通りから見えないからといって吹き抜けまで設けてガラス面にすることは、デザイン的な疑問を感じた。梁も現状のままにするため、外観から見た際の意匠性を工夫する余地はあるのではないだろうか。
- 〔会長〕 新築の建築物は、斬新な吹き抜けのガラス張りが多くみられるが、景観重要建築物等は一般的な建築物とは違うということを示していきたい。
- 〔委員〕 2階の窓を撤去するのであれば、可逆性に配慮するという観点から窓をきちんと保存すべきと伝えてほしい。窓のデザインは統一されているため、再度作ろうとしても再現することは難しく、傷まない方法で窓及び窓枠を保存することが望ましい。
- 〔会長〕 ガラス面は軒下の黒い見切り縁から下のみとし、縁上の小壁は残してほしい。デザインを工夫してほしいと意見がでていることを事業者・設計者らに伝えてほしい。
- 〔委員〕 貴重な建具類は保存してもらいたい。
- 〔事務局〕 既に、内装の修繕で取り外し、復元で使えない建具についてはまとめて管理されている。建物内に置き場を設け保管すると聞いている。
- 〔委員〕 承知した。窓については、デザインを再考すると、より建築物の良さが引き継がれると思う。
- 〔会長〕 現在の所有者は歴史的なものに対する一定の理解があるが、今後、再度、売却がなされて現状の形を変えてしまう可能性もある。そうなった時に、所有者が変わっても建物の価値が継承されるようにする必要がある。景観重要建築物等や登録有形文化財は、指定文化財のように確実に担保されているものではなく、制度上売却されてしまうことが有り得る。今後は、所有者が変わったとしても、価値が担保できるルールを強化し、時代に合わせた考え方を検討すべき時期となっている。参考事例として、国選定文化財（重要文化的景観）に指定されている大江町は、最上川沿いの舟運で栄えた町だが、古い蔵、城下町、商家が残っており、それぞれが重要な構成要素として現状変更の際は、文化庁への届出が義務づけられている。高齢化により売却はやむを得ない場合もあるが、大江町では、空き家扱いとせず、町が次の所有者を探していくような仕組みを検討している。
- 〔委員〕 所有者は、橋渡し制度によって決まったのか。
- 〔事務局〕 橋渡し制度は使われていない。
- 〔委員〕 住宅作品であるから、居住目的の個人に譲渡することが最善である。名作住宅のコレクターが日本にも一定数育ってきているため、鎌倉だけでなく日本各地にどう価値を伝えていくかが重要である。所有者の意向が強く働くため、積極的に介入することも難しいが、思いをもって大事に住んでくれる方に譲渡されることが最善である。
- 〔会長〕 鎌倉の景観は様々な課題を抱えている時期にあり、その課題について一つ一つ丁寧にどうあるべきかを検討していく必要がある。また、鎌倉の良さを捉え、景観重要建築物等の在り方や捉え方を再考し、それに即してルール作りを検討したい。以上、デザイン上の工夫について再検討を促すものの、議題（２）の諮問事項について了承ということではよろしいか。
- 〔一同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは、議題（２）の諮問事項は了承とする。